

## 個人情報保護委員会（第19回）議事概要

- 1 日時：平成28年9月30日（金）14：00～16：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、  
加藤委員、大滝委員、宮井委員  
其田事務局長、福浦総務課長、小川参事官

### 4 議事の概要

#### (1) 議題1：個人情報保護法ガイドライン（案）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員から全体について「政令案・規則案のパブリックコメントや質問ダイヤルに寄せられた意見等を踏まえ、事業者が法を正しく理解するために必要な情報がまとまっている。また、各省庁のガイドラインを原則一元化するに当たり、各分野共通の汎用性のある内容を整理できたことは大きな意義がある」という旨の発言があった。

嶋田委員から「通則編」について「個人情報の定義等について、分かりやすく整理されている。安全管理措置については、番号法ガイドラインをベースとして、一般的な手法例と中小規模事業者における手法例が対比されており分かりやすい。番号法ガイドラインが厳しすぎるとの見方もあるので、これは各主務大臣のガイドラインに共通するレベルになっていることにつき、よく説明していく必要がある」という旨の発言があった。

宮井委員から「外国にある第三者への提供編」について「具体的な事例も交えて解説されており、事業者にとって分かりやすい内容である。クラウドの取扱い等、実務における疑問に対して、技術の変化に対応しながら、QA等において答えていくことが必要である」という趣旨の発言があった。

大滝委員から「第三者提供時の確認・記録義務編」について「これまでの議論を踏まえて、義務の適用対象や、記録の作成方法について丁寧にまとめることができた。義務の全体像に関するフローチャートが巻末に掲載されたのは、事業者の理解に資する内容である」という旨の発言があった。

加藤委員から「匿名加工情報編」について「匿名加工情報制度は利活用を促進する制度として、改正の大きな本務であるが、加工基準について各分野に共通する最低限の基準や事例をまとめることができた。今後、民間において自主ルールを作成されることが期待されるが、当委員会としても事務局レポート等において有益な情報を提供していくことが必要である」という旨の発言があった。

堀部委員長から「これまでの当委員会における審議を反映した案をまとめることができた。今後、事業者はもとより国民全体に制度を正しく理解していただくために、ガイドラインに加えてQA等も作成し、分かりやす

い周知広報を行っていくことが必要である」という趣旨の発言があった。

個人情報保護法ガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、匿名加工情報編）（案）が原案のとおり了承され、これらをパブリックコメントに付すこととなった。

（２）議題２：その他

事務局から、第１８回委員会において承認した関東ＩＴソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書を各健康保険組合が公表したことについて報告を行った。

以上